

## ○ 子育て・教育環境の充実

### (1) 全ての妊産婦等・子育て世帯・子どもへの包括的な支援の推進

(こども家庭庁・厚生労働省・文部科学省)

#### 【本市の提案・要望】

- 全ての妊産婦等・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援の推進
- ひとり親家庭への支援の充実などこどもの貧困対策の推進

#### 【現状・課題】

- 子どもへの投資は「未来への投資」として捉え、次世代を担う子どもへの支援は当然のこと、現役世代への重点投資として、子どもを望む世帯や子育て世帯へもサービスの拡充を図り、これまで以上にきめ細やかで切れ目のない支援に取り組む必要がある。そのためには、こども家庭庁が司令塔となり、国による抜本的な社会構造改革や制度改革、こども関連予算の大幅増などの財政措置とあわせて、自治体の機能強化を率先して推進しなければならない。
- こどもの貧困対策は国をあげて取り組み、こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、等しく教育を受けられ、進学をあきらめずに自らの可能性を追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。

#### (全ての妊産婦等・子育て世帯・子どもへの切れ目のない支援の推進)

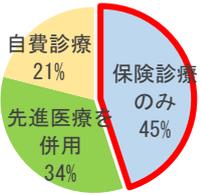
- 改正児童福祉法に基づき設置するこども家庭センターは、統括支援員の配置やサポートプランの作成など、全ての妊産婦等・子育て世帯・子どもへの包括的な支援の要として、その役割が今後ますます重要となってくる。支援を担う専門性の高い人材を安定的に確保していくため、各自治体の実情に合わせた配置とすることが必要である。
- 包括的な支援の取組は、妊娠前から始まっている。子どもを生み育てることを希望する世帯が安心して必要な不妊検査や不妊・不育治療を受けられるよう、早期に保険適用の範囲を拡大するとともに、保険適用されるまでの間においては、検査費や治療費にかかる全国統一的な助成制度が必要である。
- 全てのこどもが等しく教育・保育を受けられるよう、多子世帯の保育料の負担軽減について、所得制限の撤廃を図るとともに、幼稚園類似施設等を利用した場合や、一定の教育の質が認められた認可外保育施設を保育要件に該当しない者が利用した場合でも、法に基づく国の無償化の対象とし、保育要件の有無によって取扱いの異なる満3歳児の保育料の無償化は、国の責任において早急に整理を図る必要がある。

#### (ひとり親家庭への支援の充実などこどもの貧困対策の推進)

- こどもの貧困課題の解決に向けては、地域の実情や課題に即した施策・事業を展開することが最も効果的であるため、自治体独自の取組を支援する財政措置が必要である。
- 経済状況が厳しいひとり親家庭のうち、特に母子世帯については、こどもの生活や学習環境に影響を受けている傾向が強いことが実態調査で明らかになっており、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援がこどもの貧困対策として効果的であると考えられる。このため、高等職業訓練促進給付金の給付額を引上げ、修学に専念できる環境を整えることが必要である。また、就職に有利な看護師等の資格取得をめざし、専門学校への入学に向けて、予備校などが実施する専門学校の受験対策講座を受講している実情をふまえ、当該費用に対する補助制度の創設が必要である。
- 医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきであるが、特にひとり親家庭への制度は全ての都道府県で実施されており、国による財政措置が必要である。
- 施設入所や里親委託の児童が、大学進学等を希望しても学習塾等による勉学の機会が少ないことを理由に断念し、結果として職業選択が制限され、貧困の連鎖とならないようにする必要がある。こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、高校生の学習代等についても中学生と同様に上限のない実費額の支弁が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設の利用者が、退所後に自立した生活を営み、貧困に陥ることがないように、つながりを持った施設が一貫した支援を安定的に行うため、措置費の加算対象となっている自立支援担当職員を必置とすることが必要である。

担当：こども青少年局

○大阪市内医療機関における不妊治療の保険適用後の実態調査結果（令和4年8月）



令和4年4月より体外受精・顕微授精をともなう不妊治療が保険適用されたものの、市内医療機関での治療実績（令和4年4～6月）において、**保険診療のみで実施できた割合は45%**であり、一定の経済的負担は残っている。

※生殖補助医療を実施する市内医療機関へのアンケート調査



経済的な負担を軽減し、こどもを望む方が安心して必要な検査や治療を受けられるよう、国が安全性・有効性が一定評価された治療や検査について、早期に保険適用とするとともに、保険適用されるまでの間の助成制度の創設が必要  
※令和5年4月：本市独自で助成制度創設

○多子世帯の保育料の負担軽減 【例：3きょうだい 第1子は小学生 第2子・第3子は保育所（0～2歳児）の場合】

	第1子 小学生	第2子 保育所	第3子 保育所
年収約360万未満相当世帯	第1子	第2子【保育料半額】	第3子【保育料無償】
年収約360万以上相当世帯	カウント対象外	第1子【保育料通常】	第2子【保育料半額】

同じ世帯構成でも所得の差によって子のカウントが異なり、保育料の負担に差が生じている。

○幼児教育・保育の無償化

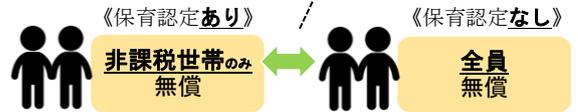
- ・幼稚園類似施設
- ・一定の教育の質が認められた認可外保育施設（保育の必要性のない満3歳～5歳児について）

【現在】国庫補助制度に基づく無償化 ※一部対象外

【あるべき姿】認可施設等と同様、法に基づく無償化

- ・取り扱いの異なる満3歳児の保育料（例：認定こども園における2歳児クラスの満3歳児）

同じ2歳児クラスでも取扱いが異なる



○本市のこどもの貧困課題と独自の取組

大阪市子どもの生活に関する実態調査結果（平成28年度）

※市立小5・中2のいる全世帯への調査（回収率76.8%）

（見えてきた主な課題）

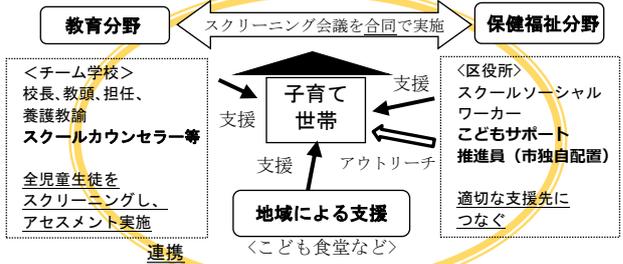
- ・世帯の経済状況が、こどもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を与えている
- ・ひとり親（特に母子世帯）の経済・生活状況の厳しさ
- ・困窮度の高い世帯は複合的な課題を抱え総合的な支援が必要 など

主な項目 (市立小5・中2のいる世帯)	等価可処分所得※1	
	中央値以上※2	中央値の50%未満
毎日またはほとんど毎日朝食を食べる	90.8%	78.8%
学校の勉強がよくわかる	28.8%	16.4%
母子世帯の割合	18.2%	42.9%

※1 手取り収入を世帯人員の平方根で除し調整した所得 ※2 238万円

大阪市こどもサポートネットの仕組み

～学校の「気づき」を必要な支援につなぐ取組～



令和4年度実績  
◆児童生徒数164,028人中、3,356人が支援対象となり、うち3,333人(99.3%)にアウトリーチを行い、3,181人(94.8%)を支援につなげた。

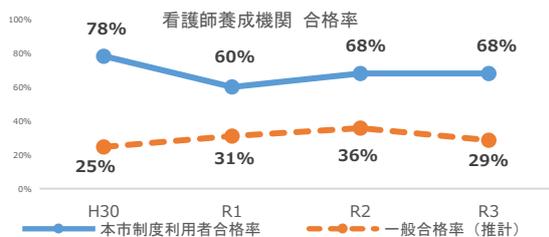
○ひとり親家庭への就労自立支援施策の状況

- ・高等職業訓練促進給付金

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H29	H30	R元	R2	R3	R4
支給人数	61	147	204	127	56	65	108	113	105	106	145
給付単価(千円)	103	141	141	141	100	100	141	141	141	141	141
(国基準額)	103	141	141	141	100	100	100	100	100	100	100
支給期間上限	就業期間の1/3			全期間	全期間	全期間	3年	3年	3年	4年	4年

国制度が拡充されていた平成21年～23年の実績をもとに、平成30年より市負担で補助額を上乗せした結果、利用者が増加する効果が得られたため、給付額の引上げが必要

- ・専門学校等受験対策給付金 ※市単独事業



- ・予備校などが実施する専門学校等受験対策講座の受講費用を補助（給付上限額330千円）
- ・看護師養成校の社会人入学定員が少ないなか、本市制度利用者の合格率は、一般受験者の合格率より高く推移しており事業効果が確認できる。
- ・ひとり親家庭の安定した就労や自立につながる資格取得のため、国による補助制度の創設が必要

○施設入所児童（里親委託含む）の学習代に支弁される措置費の状況

		教育費	教材費	部活動費	学習塾費（中学）、補習費（高校）
中学生	基準	4,380円	実費（上限なし）	実費（上限なし）	実費（上限なし）
高校生	基準	公立：23,330円 私立：34,540円		月額20,000円（高校3年 月額25,000円）	

学校生活（課外活動含む）及び学校外の学習費用について、中学生は実費が支給されるが、高校生は上限設定があり、不足分は施設等の持ち出しとなる。特に里親委託においては、不足分が里親個人の持ち出しとならざるを得ない。